

事務連絡  
令和6年10月31日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和6年12月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき) )

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大臼歯	94点
ロ 小臼歯・前歯	58点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大臼歯	27点
ロ 小臼歯・前歯	15点

(2) その他の場合

イ 大臼歯	33点
ロ 小臼歯・前歯	21点

(ファイバーポスト)

1本につき	61点
-------	-----

M005 装着

1 歯冠修復物 (1個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	38点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III

2 仮着 (1歯につき)

3 口腔内装置等の装着の場合 (1歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

イ レジン系	
a 標準型	17点
b 自動練和型	38点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10点
b 自動練和型	12点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

(3) 歯科用合着・接着材料 III又は歯科充填用即時硬化レジン

M009 充填（1窓洞につき）

1	歯科充填用材料 I	
(1)	複合レジン系	
イ	単純なもの	11 点
ロ	複雑なもの	29 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	
a	単純なもの	8 点
b	複雑なもの	21 点
ロ	自動練和型	
a	単純なもの	9 点
b	複雑なもの	23 点
2	歯科充填用材料 II	
(1)	複合レジン系	
イ	単純なもの	4 点
ロ	複雑なもの	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	
a	単純なもの	3 点
b	複雑なもの	8 点
ロ	自動練和型	
a	単純なもの	6 点
b	複雑なもの	17 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1	14カラット金合金	
(1)	インレー	
	複雑なもの	1,664 点
(2)	4分の3冠	2,080 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	362 点
b	複雑なもの	669 点
ロ	5分の4冠	842 点
ハ	全部金属冠	1,060 点
(2)	小白歯・前歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	246 点
b	複雑なもの	490 点
ロ	4分の3冠	605 点
ハ	5分の4冠	605 点
ニ	全部金属冠	759 点
3	銀合金	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	

a	単純なもの	25 点
b	複雑なもの	44 点
ロ	5分の4冠	57 点
ハ	全部金属冠	69 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	16 点
b	複雑なもの	32 点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	40 点
ハ	5分の4冠(乳歯を除く。)	40 点
ニ	全部金属冠	51 点
M010-2	チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3	接着冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1)	前歯	605 点
(2)	小臼歯	605 点
(3)	大臼歯	842 点
2	銀合金	
(1)	前歯	40 点
(2)	小臼歯	40 点
(3)	大臼歯	57 点
M010-4	根面被覆(1歯につき)	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ	大臼歯	362 点
ロ	小臼歯・前歯	246 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	25 点
ロ	小臼歯・前歯	16 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	グラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	945 点
2	銀合金を用いた場合	112 点
M011-2	レジン前装チタン冠(1歯につき)	66 点
M015	非金属歯冠修復(1歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（IV） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（I） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（II） 163点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（III） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（III）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（V） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（I） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（II） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（III） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（III）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき） 29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,220点

ロ 小臼歯 919点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 55点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 733点

ロ 小臼歯 919点

ハ 大臼歯 1,220点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 70点

ロ 小臼歯 70点

ハ 大臼歯 70点

M017-2 高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020	鋳造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	1,890点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,537点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	1,537点
	ロ 犬歯・小臼歯	1,181点
	ハ 前歯（切歯）	909点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小臼歯	975点
	ロ 犬歯・小臼歯	763点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大臼歯	669点
	ロ 犬歯・小臼歯	582点
	ハ 前歯（切歯）	540点
3	鋳造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	893点
(2)	二腕鉤（レストつき）	690点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	270点
(2)	犬歯・小臼歯	291点
(3)	大臼歯	335点
2	鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30点
(2)	犬歯・小臼歯	30点
(3)	大臼歯	30点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777点
2	キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1歯につき) )

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 669 点

ロ 小臼歯・前歯 490 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 44 点

ロ 小臼歯・前歯 32 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,563 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不鏽鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1顆につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

(令和6年3月5日保医発0305第10号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 94点 ロ 小臼歯・前歯 58点 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,664点 (2) 4分の3冠 2,080点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 362点 b 複雑なもの 669点 ロ 5分の4冠 842点	(別紙1) 材料料 M002 支台築造 (支台築造の保険医療材料料（1歯につき）) ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。 1間接法 (1) メタルコアを用いた場合 イ 大臼歯 95点 ロ 小臼歯・前歯 59点 2 (略) M005～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの 1,650点 (2) 4分の3冠 2,062点 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 366点 b 複雑なもの 677点 ロ 5分の4冠 852点

ハ 全部金属冠	<u>1,060</u> 点	ハ 全部金属冠	<u>1,072</u> 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>246</u> 点	a 単純なもの	<u>249</u> 点
b 複雑なもの	<u>490</u> 点	b 複雑なもの	<u>495</u> 点
ロ 4分の3冠	<u>605</u> 点	ロ 4分の3冠	<u>612</u> 点
ハ 5分の4冠	<u>605</u> 点	ハ 5分の4冠	<u>612</u> 点
ニ 全部金属冠	<u>759</u> 点	ニ 全部金属冠	<u>767</u> 点
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
ロ (略)		ロ (略)	
ハ 全部金属冠	<u>69</u> 点	ハ 全部金属冠	<u>70</u> 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	<u>32</u> 点	b 複雑なもの	<u>33</u> 点
ロ (略)		ロ (略)	
ハ (略)		ハ (略)	
ニ (略)		ニ (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠（1歯につき）		M010-3 接着冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金12%以上）		1 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 前歯	<u>605</u> 点	(1) 前歯	<u>612</u> 点
(2) 小臼歯	<u>605</u> 点	(2) 小臼歯	<u>612</u> 点
(3) 大臼歯	<u>842</u> 点	(3) 大臼歯	<u>852</u> 点
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆（1歯につき）		M010-4 根面被覆（1歯につき）	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>362</u> 点	イ 大臼歯	<u>366</u> 点
ロ 小臼歯・前歯	<u>246</u> 点	ロ 小臼歯・前歯	<u>249</u> 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>945</u> 点	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>956</u> 点
2 銀合金を用いた場合	<u>112</u> 点	2 銀合金を用いた場合	<u>113</u> 点
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1歯につき）		M017 ポンティック（1歯につき）	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,220</u> 点	イ 大臼歯	<u>1,234</u> 点
ロ 小臼歯	<u>919</u> 点	ロ 小臼歯	<u>929</u> 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>55</u> 点	大臼歯・小臼歯	<u>56</u> 点
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>733</u> 点	イ 前歯	<u>741</u> 点
ロ 小臼歯	<u>919</u> 点	ロ 小臼歯	<u>929</u> 点
ハ 大臼歯	<u>1,220</u> 点	ハ 大臼歯	<u>1,234</u> 点
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>70</u> 点	イ 前歯	<u>71</u> 点
ロ 小臼歯	<u>70</u> 点	ロ 小臼歯	<u>71</u> 点
ハ 大臼歯	<u>70</u> 点	ハ 大臼歯	<u>71</u> 点
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鋳造鉤（1個につき）		M020 鋳造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	

イ 大・小白歯	<u>1,890</u> 点	イ 大・小白歯	<u>1,871</u> 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,537</u> 点	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,522</u> 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>1,537</u> 点	イ 大臼歯	<u>1,522</u> 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,181</u> 点	ロ 犬歯・小白歯	<u>1,169</u> 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>909</u> 点	ハ 前歯 (切歯)	<u>900</u> 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>975</u> 点	イ 大・小白歯	<u>987</u> 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>763</u> 点	ロ 犬歯・小白歯	<u>772</u> 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	<u>669</u> 点	イ 大臼歯	<u>677</u> 点
ロ 犬歯・小白歯	<u>582</u> 点	ロ 犬歯・小白歯	<u>589</u> 点
ハ 前歯 (切歯)	<u>540</u> 点	ハ 前歯 (切歯)	<u>546</u> 点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>893</u> 点	(1) 双子鉤	<u>884</u> 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>690</u> 点	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>683</u> 点
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>270</u> 点	(1) 前歯	<u>273</u> 点
(2) 犬歯・小白歯	<u>291</u> 点	(2) 犬歯・小白歯	<u>294</u> 点
(3) 大臼歯	<u>335</u> 点	(3) 大臼歯	<u>339</u> 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1歯につき))		(根面板の保険医療材料料 (1歯につき))	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	669 点	イ 大臼歯	677 点
ロ 小臼歯・前歯	490 点	ロ 小臼歯・前歯	495 点
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ (略)		イ (略)	
ロ 小臼歯・前歯	32 点	ロ 小臼歯・前歯	33 点
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,563 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,582 点
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	